

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 54 号	平成 25 年 11 月 22 日	双海地域事務所	産業建設部 農林水産課 産業建設部 都市整備課
題 目 (テーマ) : 水路側道閉鎖の除去と農道駐車禁止について			
提 案 内 容 (要 旨)			
<p>双海町時代から抗議しておりますが、聞き入れてもらえません。</p> <p>拡大図 (省略) 赤丸 1 の地点を塀で閉ざしているため、取水口地点は私有地を通っています。幼児 (団地の) が水路に転落の恐れがあると双海町が関係者の同意を得ず勝手につくったものです。塀を除去してください。</p> <p>丸 2 の地点 (図面省略) の地点は農道です。車を 4 台駐車しています。これは 2 台目 (各自) ですので、上記側道の入口もふさいでいます。2 台目は他の地に駐車するよう市道してください。</p>			
回 答 内 容			
<p>平素より市政につきまして、格別のご協力とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>まず、「水路側道閉鎖の除去」について、ご回答いたします。</p> <p>水路のフェンスに関しましては、以前、幼児が水路に転落したことがあり、その防護塀として設置した経緯がございます。今後の安全面から考慮いたしましても、撤去は出来かねますのでご理解願います。</p> <p>また、あなたの所有地への無断侵入につきましては、フェンスの施錠鍵をあなたの他に水路管理者、市営清流団地組長、双海地域事務所が所有することにより無断進入をなくすようにいたします。</p> <p>さらに、水路管理道の草刈りを水路管理者が行い、維持管理を徹底してまいりますのでご理解願います。</p> <p>次に、「農道駐車禁止」について、ご回答いたします。</p> <p>道路は、一般の方々の歩行用、自動車等の通路として使用すべきものであります。市営住宅の入居者に対しまして、早急に道路への駐車を禁止する指導を行ってまいりますので、ご理解願います。</p>			